

奈良県立図書館規程第三号

奈良県立図書館移管行政文書の公開等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、奈良県立図書館公文書等の取扱いに関する規則（平成二十年三月三十一日規則第五十六号。以下「取扱規則」という。）第二条第一号、第二号及び第三号で定義する移管を受けた行政文書（以下「移管文書」という。）の公開等に関して必要な事項を定める。

(整理時期)

第二条 移管文書については、原則として移管を受けた年度内に整理等を完了する。

(公開年度)

第三条 移管文書は、移管を受けた翌年度から公開する。ただし、前条の整理が完了していない場合は、この限りでない。

(移管文書の閲覧)

第四条 移管文書の閲覧をしようとする者は、移管行政文書閲覧請求書（第一号様式）を係員に提出し、係員の指示に基づき利用する。

(未整理簿冊の閲覧)

第五条 第三条ただし書きに該当する簿冊について閲覧をしようとする者は、未整理文書閲覧請求書（第二号様式）を係員に提出する。

2 前項の閲覧請求があったときは、当該簿冊の内容審査を行い、請求のあった日から十日以内に文書閲覧の可否を決定し、速やかに当該閲覧請求者に文書閲覧可否通知書（第三号様式）により通知する。

3 前項の内容審査が事務処理上の困難その他やむを得ない理由により十五日以内に完了できないときは、当該期間を延長することができる。この場合は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を当該閲覧請求者に文書閲覧可否決定延長通知書（第四号様式）により通知する。

(その他)

第六条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、副館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。